

# 兵庫県立人と自然の博物館研究倫理指針

平成 18 年 6 月 9 日

平成 25 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 7 月 1 日改正

令和 3 年 6 月 25 日改正

令和 8 年 9 月 11 日改正

## 1 基本的な考え方

兵庫県立人と自然の博物館は、自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然との調和した環境の創造に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、自然・環境に関するシンクタンク機能の拠点として先導的・独創的な研究を展開し、学術的な新知見を国内外に発信して、生涯学習の支援等に貢献することを重要な使命としている。

この使命を遂行していく上で、研究者各人は高度な倫理的規範を保持し、社会の厚い信頼を得ることが必要不可欠である。

本指針は、本館の研究が社会からの信頼を得つつ適正に推進されるよう、本館の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき規範を定めたものである。

## 2 適用対象者

この指針の適用対象者は、本館の研究員及び本館で研究活動に従事する者（以下総称して「研究者」という。）とする。

## 3 研究者の責務

### (1) 基本的事項

ア 研究者は、本館の使命の実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

イ 研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

ウ 研究者は、我が国の法令及び本学の諸規程、規則等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。

エ 研究者は、自己研鑽に努め、常にその能力を最高水準に保つようにしなければならない。

オ 研究者は、専門的知識をいたずらに過信することなく、常に自らの行動や発言を律するよう努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に謙虚に自覚しなければならない。

カ 研究者は、異なる学問分野等に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。

キ 研究者は、相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。

ク 研究員は、学部・大学院学生が研究活動に加わる時は、学生が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。

### (2) 研究計画の立案・実施

ア 研究者は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認し、他者の独創性・新規性を尊重しなければならない。

イ 研究者は、研究成果の公表に当たっては、研究方法等を他の研究者から追試、

検証できるようできるだけ具体的に提示しなければならない。

ウ 研究者は、研究途中であっても、当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、その研究を続行するか否かについて慎重に検討しなければならない。

(3) 研究における協力者の意思の尊重（インフォームド・コンセント）

ア 研究者が、人の思想信条、財産状況、社会環境や心身の状況等の個人に関する情報・データの提供を受けて研究を行うときは、当該情報・データを提供する人（以下「協力者」という。）に対して研究の目的・意義、収集方法や利用方法等について、協力者が被る可能性のある不利益や不快な状態及びインフォームド・コンセントの手続き等について十分説明しなければならない。

イ 研究者は、協力者に対し、不利益を受けることなくいつでも研究への協力を中止又は協力の同意を撤回する権利を有することを説明しなければならない。

(4) 資料・データ等の適切な方法による収集・管理・開示

ア 研究者は、資料やデータ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段により行わなければならない。

イ 研究者は、収集・作成した資料やデータ等の記録は適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間（研究資料は10年、試料は原則5年）保存するとともに必要に応じて開示しなければならない。但し、個人に関する情報・データの保存期間については、協力者との合意を得た期間とする。

ウ 研究記録は、研究者の当該研究活動の経過を具体的に示す大切な記録書であり、権利確保のためにも必ず作成し、適正に保管しなければならない。

(5) 個人情報の保護

ア 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであり、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等その適正な取り扱いに努めなければならない。

イ 研究者は、協力者に関する情報の管理に万全を期すとともに、職務上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様とする。

ウ 研究者は、研究の推進上協力者に関する個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化と個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。

エ 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

(6) 研究機器・薬品等の安全管理

ア 研究者は、研究実験において研究装置・機器、薬品及び各種材料等を用いるときは、関係法令・規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

イ 研究者は、研究実験の過程で生じた残滓物、廃棄物及び使用済みの薬品・材料等については、責任を持って最終処理しなければならない。

(7) 研究の透明性の確保

研究者は、研究遂行中において適宜進捗状況の自己点検を行い、協力者等からの研究の進捗状況の問い合わせ等に対しては、誠実に対応しなければならない。

(8) 研究成果の公表

ア 研究者は、特許権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するため公表しなければならない。

イ 研究者は、研究成果の公表に当たっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

(9) 研究活動における不正行為について

研究者は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用、(特定不正行為という。)研究実績の水増し等を意図した二重投稿や不適切なオーサiership等の不正な行為をしてはならない。

ア 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

イ 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正ではないものに加工することをいう。

ウ 盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

(10) 複数研究者による研究の考え方

ア 複数の研究者が共同して研究を行う場合、研究代表者は当該研究に参加する個々の研究者の役割分担及び責任を明確化しなければならない。また、研究代表者は個々の研究者の研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

イ 研究結果の公表に当たっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者・共著者としなければならない。

(11) 研究費の適切な管理

ア 研究者は、研究費の原資が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金や財団・企業等からの助成金・寄付金等によって賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用・管理に努めなければならない。

イ 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令、県の財務規則、当該補助金等の使用規則等を遵守しなければならない。

ウ 研究費に関する証拠書類等については、県の財務規則等に基づき所定の期間、適切に管理・保存しなければならない。

(12) 他者の業績評価における留意事項

ア 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を自己又は第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。

イ 研究者が審査員として他の研究者の業績評価を行うときは、評価に恣意的な観点を混入してはならない。また、求められている評価が自己の能力を超えていたり、利害関係があるため公正な評価が困難であると判断するときは、審査員を辞退すべきである。

#### 4 兵庫県立人と自然の博物館の責務

(1) 啓発・研修の実施

本館は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を定期的に実施する。また、研究者はこれを受講することとし、当館での受講が不可能な時には、別の機関での倫理教育に関する受講をもってこれを充たしたこととする。

また、産学官連携の深化に伴い、研究員本人だけでなく、研究活動に携わる者は利益相反の考え方や守秘義務についても知識として習得していることとする。

(2) 兵庫県立人と自然の博物館研究倫理委員会の設置

ア 本指針の運用に関する事項の審議及び違反行為に関する事実関係の調査等の適切な対応を行うため、副館長、空席の場合は研究系次長を委員長とする兵庫県立人と自然の博物館研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を設置する。

イ 倫理委員会に関する事項は、別に定める。

(3) 本指針に違反する行為の通報及び調査

ア 本指針に違反する行為が行われていることを知った者及び当該違反行為により不利益又は不公正な取り扱いを受けている者は、関係証拠書類等を添付し、その旨、倫理委員会の委員長（以下「倫理委員長」という。）に通報するものとする。

この場合、倫理委員長及び調査関係者は、通報をした又は通報をされたことを理由に通報者・被通報者に不利益が生じないように十分注意しなければならない。

イ 倫理委員長は、当該通報内容を精査し、必要に応じて関係する研究分野の館内の専門家の協力を得て、通報受付から 30 日以内に予備調査を実施する。

ウ 倫理委員長は、上記予備調査の結果を館長に報告し、館長が本調査の必要を認めたときは、速やかに倫理委員長は本調査を兵庫県立人と自然の博物館調査委員会に依頼するものとする。

#### (4) 兵庫県立人と自然の博物館調査委員会の設置

ア 前述の予備調査の結果を受けて、倫理委員長から依頼された本調査の対応を行うため、倫理委員長が指名する調査委員長（以下、「委員長」という。）と兵庫県立人と自然の博物館調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の委員は、調査対象者及び告発者と直接の利害関係を有しない者で構成し、その半数以上は本館に所属しない外部有識者（学識経験者、弁護士等）を充てなければならない。また、告発者及び被告発者は調査委員会発足後 20 日以内に委員会の委員について異議申立てをすることができるものとする。

イ 委員長又は委員会は、調査に必要な資料や機器を保全する必要があると認めるときは、関係者に次の必要な措置を取ることを要請することができる。

- ・疑義を受けている者（以下「調査対象者」という。）の当該調査に係る利害関係者との接触の禁止
- ・調査対象者の所属研究室などの一時閉鎖
- ・調査に係る物品、資料の確保
- ・研究費の一時執行停止
- ・その他必要な措置

ウ 調査対象者は、上記調査に対し誠実に対応しなければならない。また、調査が研究データの開示なくしては行えない場合には、委員会は開示を請求できるとし、調査対象者はこれに応じるものとする。

なお、委員会はこの開示により知り得た研究情報を漏らしてはならない。

エ 委員会は、調査の過程で必ず調査対象者の弁明を聞かなければならない。

オ 委員会は、調査関係者（文部科学省等の配分機関を含む）にその調査を実施するにあたり調査方針、調査対象及び方法等を報告及び協議し、調査完了後は結果を館長に報告するとともに、通報者及び調査対象者に調査結果を報告するものとする。また、原則としてその概要を公表するものとする。

カ 委員会は、告発等の通報受付から 210 日以内に、調査結果として不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額を認定し、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が係わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を調査関係者に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を調査関係者に提出する。

キ 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、調査関係者に報告するものとする。また、調査関係者の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。

ク 調査対象者及び通報者は、委員会の調査結果等に不服があるときは、その報告

を受けた日から起算して2週間以内に、委員会に対して不服申し立てを行うことができる。

ケ 不正行為認定について調査対象者から不服申し立てが行われた場合、不服申し立ての却下や再調査開始の決定をした時は、委員会はその事案に係る調査関係者に報告することとする。

コ 不服申し立てが行われた場合、委員会は申し立てが行われてから180日以内に再調査を行い、調査関係者にその結果を報告するものとする。

サ 委員会は調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、配分機関等の求めに応じて、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

なお、不正でない研究内容に関しては調査対象者に確認の上、公開可能な部分のみを提出するものとする。

(5) 本指針に違反する行為者等への対応

ア 館長は、委員会の調査結果により不正行為が認定された者（以下「不正行為認定者」という。）について、地方公務員法（昭和25年法律261号）に規定する手続きに基づき懲戒処分を兵庫県知事に申し出るものとする。

イ 館長は、不正行為認定者が既に支出した研究費のうち、適切でないと認められる支出分については返還を求めるほか、当該不正行為認定者に対しては館長が指定する期間、内外の競争的研究資金を含む研究費（研究機器の維持管理費は除く）の使用を禁止するものとする。

ウ 館長は、十分な根拠もなく、専ら調査対象の研究者を陥れる目的で通報を行った者について、地方公務員法（昭和25年法律261号）に規定する手続きに基づき懲戒処分を兵庫県知事に申し出るものとする。

5 事 務

この指針に関する事務は、総務課が行う。

6 補 則

この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関して必要な事項は、館長が別に定める。